

平成25年1月25日

消費生活指導員（消費生活相談員）の雇い止めに関する要望書

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

千葉県弁護士会会长 斎藤 和



要望の趣旨

当会は、千葉県消費者センターの消費生活指導員（消費生活相談員）の業務の専門性・特殊性に鑑み、消費生活指導員に対する雇い止めが拙速に行われるこのないよう求めるとともに、その専門性の維持・蓄積を安定的に行えるような任用制度を検討・導入するよう要望する。

要望の理由

- 1 千葉県では、千葉県消費者センターの消費生活指導員（消費生活相談員）のうち、勤続期間が5年を経過した者について、雇い止め（契約更新の打ち切り）の導入を検討しているとのことである。
- 2 しかしながら、千葉県消費者センターは、千葉県内における消費生活相談窓口の「センター・オブ・センター」として極めて重要な役割を担っているところ、その主要な業務を行っているのは、すべて現場の消費生活指導員である。

そして、消費生活指導員の業務には、関係する法令や制度を含め、複雑化・高度化する一方の消費者問題に関する専門的な知識の習得だけでなく、相談者からの聴き取り、助言、説得や、事業者との交渉など、様々な技能の習得が求められる。

特に、相談者からの聴き取りや事業者との交渉の技能は、実務経験を積み重ねることによって初めて習得できるものであり、一般にその習得には5年以上を要するといわれている。

- 3 このような消費生活指導員の業務の特殊性、専門性に鑑みれば、長期にわたって同一の者を雇用するのはむしろ当然であり、さまざまな経験を積み、研鑽を重ねてようやく一人前になった消費生活指導員を「一定年数が経過した」という理由で解雇するのは、貴重な人的資源を無駄にすることに他ならず、千葉県消費者センターの機能低下を引き起こし、結果として

県民が不利益を被ることになりかねない。

また県内市町村の模範となるべき千葉県消費者センターがこのような雇い止めを敢行すれば、現在でも決して十分とはいえない県内市町村の消費生活相談窓口にも計り知れない悪影響が生じることは火を見るより明らかである。

- 4 そもそも非常勤職員の雇い止めについては、平成24年7月に発出された当時の松原消費者担当大臣による文書、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」策定にあたってにおいて、非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること及び、同一者の再度任用は排除されないことについて総務省と認識を共有していること、が明らかにされた上、再度任用の回数についても一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用を行うことが求められている。また、消費者庁長官による同年8月28日付け文書においても上記消費者担当大臣による文書を引用した上で、同趣旨の依頼が地方自治体向けになされている。
- 5 上記からすれば、県が現在検討している消費生活指導員の一律雇い止めに何らの正当性が存在しないことは明らかである。

上記消費生活指導員の業務の特殊性・専門性からすれば、県に求められるのは、むしろ、再度任用の回数にこだわらず、消費生活指導員の専門性の維持・蓄積が安定的に行えるような任用制度を新たに検討するなどして、抜本的な対処を行うことである。ちなみに千葉県議会は、平成23年2月定例議会において、「地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書」を採択した上、これに基づき、国に対し、消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制度の創設を求めて意見書を提出している。安易な雇い止めの実施はこうした県議会の意思にも反することとなる。

6 結論

以上より、当会は、要望の趣旨記載のとおり、消費生活指導員に対する雇い止めが拙速に行われることのないよう求めるとともに、その専門性の維持・蓄積を安定的に行えるような任用制度を検討・導入するよう要望する。

以 上